

## 1. 建設業事業所の3つの労働保険とは……

### (1) 事務所・工場の労災保険（略して事務所労災）

工事現場以外の業務を行う労働者の万一の労災事故の際に必要な給付が受けられるものです。

工事現場以外の業務の一例としては、①工場・作業場で、木材を加工する、製品を作る ②資材置場の片付け ③保守・メンテナンス ④事務・営業の業務 などがあります。

これらの工事作業以外の業務中のケガ等は、現場労災では補償されませんので、工事現場以外の業務を行う労働者（工事現場の業務と兼務する場合も含まれます）を1人でも雇っていれば、事業主は**事務所労災**の加入手続きを行い、保険料（全額事業主負担）を**国に納付**する必要があります。

注）未加入のときに労災事故が発生したときは、現場労災と同じように、保険料の徴収、費用徴収制度があります。

### (2) 工事現場の労災保険（略して現場労災）

建設の工事現場で働く労働者の方の万一の労災事故の際に、必要な保険給付が受けられるものです。

詳しくは、「**工事現場の労災保険**」をご参照下さい。

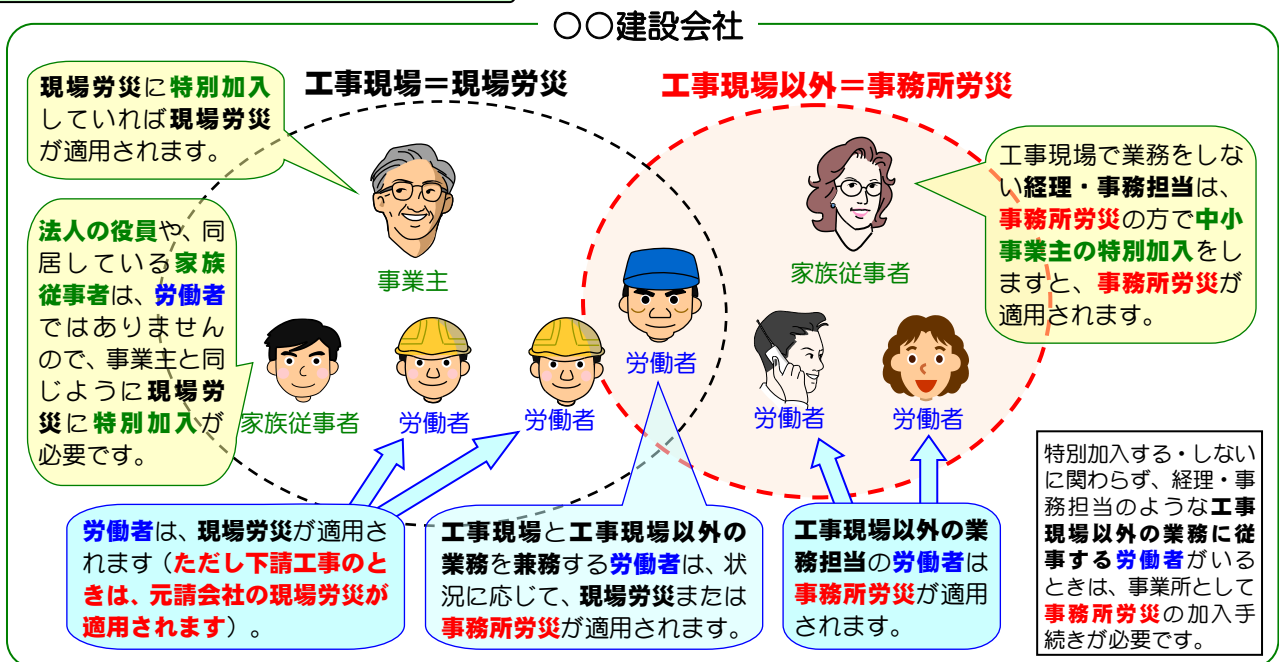
### (3) 雇用保険

労働者が失業した場合などに必要な給付が受けられます。詳しくは「**雇用保険のしおり**」をご参照下さい。

## 2. 特別加入制度について……

現場労災と同じように、**事務所労災**には、労働者を常時使用する事業主、家族従事者、法人の役員等が加入できる**特別加入制度**があります。**中小事業主特別加入**は、**労働保険事務組合**に委託し、**特別加入申請書**を提出し、国から**承認**を受けることが必要です。承認を受けた方を**特別加入者**といいます。

### 建設業における現場労災と事務所労災



### 事業主・家族従事者・役員等

- ①現場労災に**特別加入**していても、**工事現場以外の業務中のケガ**は、**現場労災では補償されません**。
- ②**工事現場と工事現場以外の業務**の両方で補償を希望される場合は、**特別加入も現場労災と事務所労災**の両方に加入してください（ただし、両方とも、事業主本来の業務、特別加入者のみで行う業務等は適用外です）。
- ③**特別加入**の保険料はそれぞれ別個に必要で、給付基礎日額を選択して加入します。

### 労働者（常用、日雇い、パート、アルバイト等）

- ①工事現場の業務中のケガ→**現場労災**、工事現場以外の業務中のケガ→**事務所労災** が適用されます。
- ②**現場労災**の保険料は元請工事の金額で計算し、**事務所労災**の保険料は**労働者の賃金**で計算します。
- ③**工事現場と工事現場以外の業務を兼務する労働者**は、毎月の業務日報・出勤簿等でそれぞれの就業時間を分けて記録し、工事現場以外の業務に係る賃金を把握します（その賃金を合計して保険料を計算します）。



## 8. 労働者の賃金総額とは……

賃金総額は、**事務所労災**の保険料を計算するために、大変、重要なものです。

**事務所労災**では**専任者**と**兼務者**がありますので、下記のことにご注意の上、賃金総額を算出してください。

< **工事現場以外の業務**が「営業、事務、作業場の片づけ、道具の手入れ」の場合の**例**です。 >

### ①営業・事務専任の労働者の場合



労働者

私は、**営業**担当です。

総支給額 30 万円



労働者

私は、**事務**担当です。

総支給額 20 万円

毎月の賃金（非課税の通勤手当も含んだ**総支給額**）の**全額**と、**賞与**の**全額**を集計します。

### ②工事現場と、工事現場以外の業務（営業等）との兼務の労働者の場合

毎月の業務日報・出勤簿などで、それぞれの就業時間を分けて記録し、工事現場以外の業務に係る賃金を把握しておきます。



労働者

私は、工事現場の仕事と**営業**とが**半々**くらいかな。



労働者

私は、工事現場の仕事がほとんどだけど、**時々**、**作業場の片づけ**をしたり、**道具の手入れ**をしたりするよ。

業務日報（9月分）				
	午前	午後	残業	営業等
9/1	A 邸新築工事	A 邸新築工事	2	
9/2	A 邸新築工事	B 邸改装工事	2	
9/3	C 様見積もり	A 邸新築工事	1	2
9/4	D 様打合せ	A 邸新築工事	1	4
9/5	社内打合せ	社内打合せ		8
	(省略)			
9月	就労時間合計 160 時間（うち営業等 80 時間）			

総支給額 40 万円

業務日報（9月分）				
	午前	午後	残業	営業等
9/1	A 邸新築工事	A 邸新築工事	2	
9/2	A 邸新築工事	道具手入れ		2
9/3	A 邸新築工事	A 邸新築工事	1	
9/4	A 邸新築工事	A 邸新築工事	1	
9/5	A 邸新築工事	作業場の片づけ		4
	(省略)			
9月	就労時間合計 160 時間（うち営業等 16 時間）			

総支給額 35 万円

- ・毎月の工事現場以外の業務（営業等）の賃金は、業務日報に記録した時間から計算します。この例では、「総支給額 40 万円×80/160=20 万円」です。
- ・賞与についても、営業等の分を分けてください。

- ・毎月の工事現場以外の業務（営業等）の賃金は、業務日報に記録した時間から計算します。この例では、「総支給額 35 万円×16/160=35,000 円」です。
- ・賞与についても営業等の分があれば分けてください。

- ・2025 年 4 月頃、年度更新手続きとして、この書類をお送りします。
- ・2024 年 4 月～2025 年 3 月の間に支払った**営業等の業務分の賃金・賞与**を記入してください。

労働保険料等算定基礎賃金等の報告		
	労働者	賃金額
2024 年 4 月	○	○○○○○
(省略)		
2024 年 9 月	4	735,000
(省略)		
2025 年 3 月	○	○○○○○
賞与等 2024 年 7 月	○	○○○○○
賞与等 2024 年 12 月	○	○○○○○
合計	○○	○○○○○

9 月のところに、労働者 4 名、賃金額は、30 万円+20 万円+20 万円+35,000 円の合計を記入します。

毎月の賃金額の合計が**賃金総額**です。これを基に**事務所労災**の保険料を計算します。

- ◆「半々くらい」、「時々」など、営業等の就労時間があいまいですと、賃金の**全額**を算入することになりますので、ご注意ください。
- ◆業務日報、作業日報、出勤簿など、形式は問いません。今あるものに、営業等の時間を記録してください。
- ◆労災事故がおきたとき、現場労災か事務所労災か、どちらの労災保険を適用するのが問題になることがあります。そのとき、**業務日報**または**作業日報**があると、労働基準監督署にケガの発生状況等の説明ができますので、日ごろから作成しておくことが大切です。

## 9. 労働保険料の対象となる賃金とは……

事業主が労働者に支払う賃金等には、労働保険料の対象となるものとならないものがあります。

**労働の対償として支払われたもの**は、原則、**労働保険料の対象**になります。これは、「雇用保険料の対象となる賃金」と同じですので、「**雇用保険のしおり**」3 ページ**第 1 表**をご参照ください。



## 10. 加入金・会費・事務委託手数料は……

- ① **加入金 5,000円** ② **年会費 19,000円** ③ **事務委託手数料**（特別加入者や常用労働者の数による）
- ◆工事現場の労災保険、雇用保険加入事業所は、年会費を二重にはいただきません。  
詳しくは、**会費等一覧表**をご参照ください。

## 11. 労働者の賃金台帳・出勤簿等を作成しておいてください。

**重要**

- ◆万一の労災事故の手続きには、その**労働者の出勤簿、賃金台帳**のコピーが必要になります。
- ◆**出勤簿、賃金台帳、労働者名簿は、法定3帳簿**といい、事業主は作成することが**法律で義務付け**られています。日頃から作成しておいてください。

## 12. 次のときはお早めにご連絡ください。手続きが必要です。

**重要**

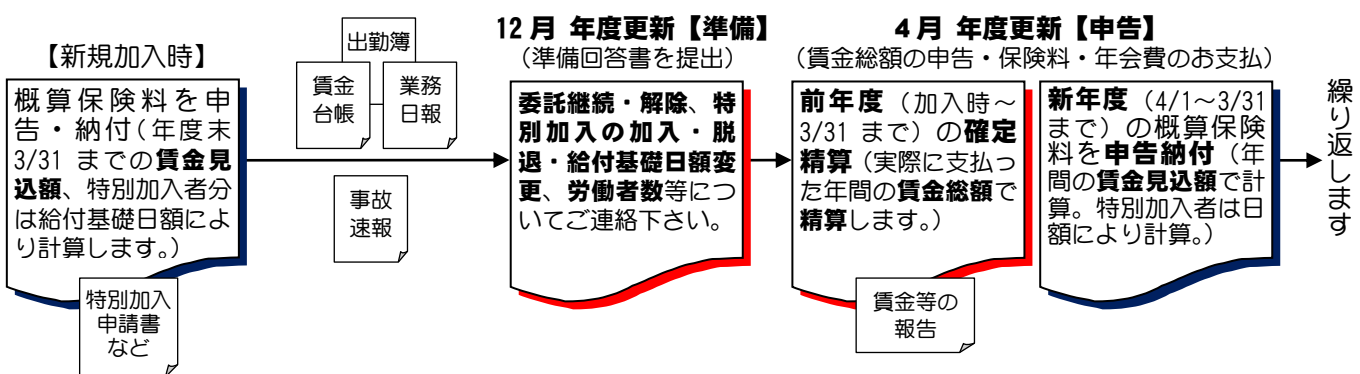
- ①会社名・代表者名・事業所所在地の変更、個人事業所を法人にするなど、事業所に変更があるとき
- ②特別加入者の追加、脱退をしたいとき  
**加入・脱退の希望日より前に申請手続きが必要**です。遡っての加入・脱退はできません。  
脱退のときは、**手続完了月まで、特別加入保険料が必要**になります。
- ③特別加入者の**特別加入申請書記載の内容を変更**したいとき  
業務の具体的内容、所定労働時間など、加入時に申請書に記載した内容を変更するときは、監督署への**変更申請が必要**です。特定業務（粉じん・有機溶剤・振動・鉛）に該当することになった場合は、**健康診断受診が必要**になることがあります（監督署指定の健康診断になりますので、費用は無料です）。
- ④労働者を雇用しなくなり、今後も雇用の見込みがないとき  
「労働者を年間100日以上使用しない」こととなった場合は、**中小事業主としての特別加入**はできなくなります。事務所労災の中小事業主特別加入を脱退する手続きが必要になります。
- ⑤建設業を廃止したとき  
保険料の確定精算をし、還付金があるときはお返しいたします。  
ただし、会費・加入金・事務委託手数料等は**お返しできません**。

変更手続きをしないと、万一の事故の際に労災保険では補償されません。お早目にご連絡・ご相談ください。

## 13. 年度更新の手続きをしてください。

**重要**

毎年、**12月に年度更新【準備】**、**4月に年度更新【申告】**として、**年度更新関係書類**をお送りいたします。  
お送りする書類は必ずご確認の上、**期限内に手続き**をしてください。ご不明な点等はお早目にご相談ください。



◆労働保険料は、加入月、金額により、**3回に分割納付**できる場合があります。

働く人の **安心** と **安全** をバックアップ

ご不明な点など  
ございましたら  
お気軽にご相談  
ください。

労働保険事務組合 一般社団法人

愛知県建設産業協会



〒466-0044 名古屋市昭和区桜山町 3-51-2

TEL 052-853-1410

FAX 052-841-4591

URL <https://www.aiken.ne.jp>

E-mail: [sankyo@aiken.ne.jp](mailto:sankyo@aiken.ne.jp)

**あいけん**

地下鉄桜通線「桜山」駅⑩番出口より北へ徒歩5分 駐車場有り

労災保険／雇用保険／建設業退職金共済／全建産国保／納税相談／各種研修会 等

◆営業時間 … 9:00～17:00

◆休 日 … 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、お盆

